

東京都告示第千四百七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六條第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年八月十六日

東京都知事 小 池 百合子

第一 起業者の名称 国立市

第二 事業の種類 国立市指定有形文化財（建造物）旧国立駅舎再築事業

第三 起業地

一 収用の部分 国立市東一丁目及び同市中一丁目地内

二 使用の部分 なし

第四 事業の認定をした理由

本件申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

一 法第二十条第一号の要件への適合性

申請に係る事業は、国立市東一丁目及び同市中一丁目地内の六百四十八平方メートルを起業地とする「国立市指定有形文化財（建造物）旧国立駅舎再築事業」（以下「本事業」という。）である。

本事業は、旧国立駅舎を文化財として再築し、展示スペース、多目的スペース及び観光案内所の機能を持った、公共の用に供する施設（以下「本施設」という。）として活用する事業であり、法第三十三号に規定する地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

二 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者である国立市（以下「起業者」という。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一条の三第二項の普通地方公共団体である。

起業者は、「国立市第五期基本構想第一次基本計画」、「国立市都市計画マスタープラン」、「国立駅周辺まちづくり基本計画」等の行政計画に、本事業を明確に位置付けて

おり、また、国立市議会においては、平成二十七年度に、旧国立駅舎再築をはじめとする国立駅周辺の整備に充てることを目的とした国立駅周辺整備基金に関する議決及び本事業に係る平成二十八年度国立市一般会計当初予算の議決をしている。

本事業に要する財源については、国立駅周辺整備基金、社会資本整備総合交付金などにより、起業者において確保されている。

したがって、起業者は本事業を遂行する意思と能力を有すると認められ、本事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

三 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

本事業により再築する国立市指定有形文化財（建造物）である旧国立駅舎は、国立学園都市開発において、まちの中核に位置付けられ、駅、駅前広場及び大学通りが一体となった特徴的で魅力的な景観構造の頂点に位置する建物であった。国立市のまちの誕生から建物が解体される平成十八年までの八十年間、旧国立駅舎はまちのランドマーク、シンボルとして存在し続けてきており、多くの商工団体、市民団体から、旧国立駅舎を早期に再築することが求められている。

旧国立駅舎を再築することで、他の駅にはない景観、街並みが回復し、国立市を広く社会に発信することができるなど、本事業は、まちの魅力の向上と発信に寄与するものである。

また、展示スペース等において、旧国立駅舎をはじめとする国立市の歴史と文化を学ぶことができる展示を行うことにより、児童や生徒が、文化財である建物そのものや展示に触れることを通じ、郷土の歴史と文化を学ぶことができる。そして、国立市民や国立市来訪者にとっても、近代都市計画を象徴する本施設に触れることにより、日本社会の歴史と文化を学ぶことができるなど、本事業は、歴史や文化に関する教育の推進に寄与するものである。

さらに、文化財活用の観点から、本施設に情報発信や情報交流機能を持った観光案内所や多目的スペースを設置することで、観光交流イベント等の市民交流の場となるとともに、国立市に来訪するきっかけになるなど、本事業は、まちのにぎわい

の創出に寄与するものである。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

本事業が動植物、埋蔵文化財等に与える影響について、本事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第四項及び東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第二条第五号に規定する対象事業の要件には該当しておらず、また、起業地内に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十六条に規定する生息地等保護区に指定されている土地はなく、起業地内において希少野生動植物種は見受けられない。さらに、起業地は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していない。

本事業が歩行者等の動線に与える影響については、本施設の再築位置を考慮するとともに、歩道の拡幅を予定しており、また、自動車等の交通動線に与える影響については、国立駅周辺地域の交通体系の整備による対応を予定していることから、本事業により歩行者等の動線及び自動車等の交通動線が阻害されることはない。

なお、起業者は、工事期間中の騒音及び振動に起因する周辺環境への影響については、軽微であることを確認している。

したがって、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

起業者は、本事業の起業地の選定に当たり、申請案である南口駅前案（以下「申請案」という。）、公共施設等用地案、円形公園案及び農業体験用地案の四案で比較及び検討を行ったところ、本施設設置により得られる効果への寄与や文化財指定理由の一つである歴史的環境（大正期の国立学園都市計画における旧国立駅舎の位置付け）を形成でき、設計、工事施行の難易度や経費の点からも支障がない申請案が最も適していると判断している。

したがって、本事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

四 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

本事業は、国立市における国立駅周辺整備に関する基本計画である「国立駅周辺まちづくり基本計画」に位置付けられている事業である。平成二十八年度までに行う事業とされているが、必要な用地の取得に至っておらず、本事業の進捗は計画より遅れ、計画年次に本事業を終了させることが困難な状況である。

また、本事業を含め、国立駅周辺整備事業には多くの事業があるが、その一つである国立駅南口広場整備は、交通動線の関係から本事業終了後に行う計画となっており、本事業の遅れが全体スケジュールに与える影響も大きい。

さらに、早期実施を求める市民の機運も高まっており、景観、街並みという国立市の大切な魅力やまちの歴史と文化に触れる機会の喪失などにより文化的な損失が生じている状況にある。

以上のことから、早期に本事業を施行する必要があると認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、安全性や歩行者等の動線を考慮した本事業に要する最小限のものであることから、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、本事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

五 結論

以上のとおり、本事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。